

建物共済加入者の皆さまへ

秋田県農業共済組合

冬期間の事故に関するお知らせ

1. 雪下ろし等による損害は火災共済で補償されます

自然災害は火災共済の補償対象外ですが、雪下ろし等による外壁等の損害は「外部からの物体の落下等」に該当し、火災共済の支払い対象になります。自然に落ちた雪（落雪）は「物体」には該当せず、自然災害となり、総合共済の支払い対象となります。

2. 水道管の凍結による損害について

建物内部で給排水設備が凍結・破損したことにより水濡れ損が発生した場合は火災共済、総合共済ともに支払い対象となります。また、濡れ損が発生していなくても、水道管本体が凍結・破損した場合は、水道管凍結修理費用共済の対象となります。

3. 被害が予想される場合の新規加入はできません

気象庁の予報等により、警報級の強風や降雪・積雪等が見通される場合や倒壊等が見込まれる建物の新規加入はできません。